

報告事項No. 3

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 件 名 川崎市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 内 容

ア 教育実習とインターンシップ実施に当たり、大学、市立学校及び学生との連絡調整を行う部署を設置するため、教職員人事課の事務分掌について、項目を追加するもの

イ 新小倉小学校開校に伴い、開校準備を行う部署を廃止するため、学校教育部の事務分掌について、項目を削除するもの

ウ 中原市民館、高津市民館及び高津市民館橘分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、生涯学習部付けの部署を設置するため、生涯学習部の事務分掌について、項目を追加するもの

(3) 施行期日 令和7年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和7年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和7年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があったため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表職員部の部中「服務観察」を「服務監察」に改め、同表教職員人事課の項に次の1号を加える。

（6）教育実習等の連絡調整に関すること。

第4条の表学校教育部の部中

「 学校教育部

（1）学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

（2）学校運営の支援に関すること。

（3）新小倉小学校の開校準備に関すること。 」

を

「 学校教育部

（1）学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

（2）学校運営の支援に関すること。 」

に改め、同表生涯学習部の部中

「 生涯学習部 」

を

「 生涯学習部

（1）区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること（

中原区及び高津区に限る。）。」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (事務分掌) 第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 庶務課 (略) 学事課 (略) 教育政策室 (略) 教育環境整備推進室 (略) 職員部 (1) 教職員の<u>服務監察</u>及び相談に関すること。 教職員企画課 (略) 教職員人事課 (1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。 (2) 教職員の配置及び人事評価に関すること。 (3) 教職員に係る争訟に関すること。 (4) 教職員の選考に関すること。 (5) 教育職員免許に関すること。 (6) <u>教育実習等の連絡調整</u>に関すること。 給与厚生課 (略)	第1条～第3条 略 (事務分掌) 第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 庶務課 (略) 学事課 (略) 教育政策室 (略) 教育環境整備推進室 (略) 職員部 (1) 教職員の<u>服務観察</u>及び相談に関すること。 教職員企画課 (略) 教職員人事課 (1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。 (2) 教職員の配置及び人事評価に関すること。 (3) 教職員に係る争訟に関すること。 (4) 教職員の選考に関すること。 (5) 教育職員免許に関すること。 (新設) 給与厚生課 (略)

改正後	改正前
学校教育部 (1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。 (2) 学校運営の支援に関すること。 (削る) 指導課 (略) 支援教育課 (略) 健康教育課 (略) 健康給食推進室 (略) 生涯学習部 <u>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること</u> <u>(中原区及び高津区に限る。)</u>。 生涯学習推進課 (略) 地域教育推進課 (略) 文化財課 (略) 第5条～第10条 略	学校教育部 (1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。 (2) 学校運営の支援に関すること。 <u>(3) 新小倉小学校の開校準備に関すること。</u> 指導課 (略) 支援教育課 (略) 健康教育課 (略) 健康給食推進室 (略) 生涯学習部 (新設) 生涯学習推進課 (略) 地域教育推進課 (略) 文化財課 (略) 第5条～第10条 略